

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第31号

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則（平成21年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条（略）</p> <p><u>（条例別表第8所掌事務の欄第1号の規則で定める事務）</u></p> <p>第2条 <u>条例別表第8所掌事務の欄第1号の規則で定める事務は、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第12条第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務（農業振興地域の整備に関する事項を除く。）とする。</u></p> <p>第3条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。